用語の定義・説明

1 水道の種類

(1)水 道

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の 総体(臨時のものを除く。)をいう。

(2)水道用水供給事業

水道事業者に対して水道用水(浄水)を供給する事業

(3)上水道事業

計画給水人口が 5,001 人以上で、一般の需要に応じて水道により水を供給する事 業

(4)簡易水道事業

計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下で、一般の需要に応じて水道により水を供給する事業

(5)広域水道

市町村の行政区域を越えた広域的見地から経営される水道

(6)専用水道

寄宿舎、社宅及び療養所等の自家用水道(他の水道事業から供給を受ける水のみを水源とする施設にあっては、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分が 口径 25mm以上の導管の全長が 1,500mを超える 水槽の有効容量の合計が 100m³を超えることのいずれかに該当すること。)のうち、給水人口が 101人以上、又は人の飲用等の目的に使用する 1日最大給水量が 20m³/日を超える施設

(7)簡易専用水道

水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもののうち、受水槽の有効容量が 10m³を超える施設

(8)飲料水供給施設

給水人口が 51 人以上 100 人以下で自己水源を有する水道施設

2 水道普及率

現在給水人口は、上水道・簡易水道・専用水道の給水人口の合計とし、100人以下の水道施設の給水人口は含めない。

行政区域内現在人口は、各市町村別人口で福島県企画調整部情報統計領域生活統計 グループ資料「福島県の推計人口(平成 17 年 4 月 1 日現在)」によった。

3 取水の種類

(1)地 表 水

ダム直接・・・・ダム等から導水路等により直接取水を行っている形態のもの

ダム放流・・・・ダムからの放流水を河川下流で取水する形態のもの

湖 水・・・・天然湖等の貯水池から直接取水を行っている形態のもの

表 流 水・・・・上記 ~ 以外の河川水の取水を行っているもの

(2)地 下 水

伏 流 水・・・・河床、湖床またはその付近の地下を流れている水を取水する形態のも の

浅 井 戸・・・・自由水面を有し、第一不透水層上に溜まった不圧地下水を取水する形態のもの

深 井 戸・・・・第一不透水層よりも下に溜まった地下水を取水する形態のもの

湧 水・・・・地下水が地上に湧き出した水を取水する形態のもの

4 給 水 実 績

- (1)年間給水量・・・・水道事業者が計画給水区域に対して給水した水量
- (2) 有効水量・・・・・・使用上有効と見られる水量(有収水量+無収水量)
- (3)有収水量・・・・・・有効水量のうち料金収入の対象となった水量
- (4)無収水量・・・・・・有効水量のうち料金徴収の対象とならなかった水道(公園用水、 公衆便所、消防用水、メーター不感水量等)
- (5)無効水量・・・・・漏水等により利用されなかった水量

(6)比率(他事業に対する分水がある場合は、その分水量を含む。)

5 供給単価及び給水原価

* 給水収益 : 料金総収入

** 年間費用: 人件費、動力費、修繕費、薬品費、支払利息、減価償却費等